

## 宅地建物取引業者の皆様へ

「宅地建物取引業法の規定による重要事項説明における法令による制限」について、総合安全対策室に関連する事項は以下のとおりです。



### ○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)



10 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

明石市内に「土砂災害警戒区域」は30箇所、「土砂災害特別警戒区域」は3箇所あります。兵庫県 CG ハザードマップ、又は明石市ハザードマップでご確認ください。なお、指定に関する詳細は兵庫県加古川土木事務所あかし街づくり対策室(Tel:078-912-3377)までお願いします。

### ○津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律)



11 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域内	津波災害警戒区域外
-----------	-----------

明石市に「津波災害警戒区域」及び「津波災害特別警戒区域」の指定はありません。なお、兵庫県が作成した南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定」にかかる区域は、明石市ハザードマップ 津波(P33~P36)でご確認ください。

### ○浸水被害軽減地区 (水防法第15条の6、第15条の8)



明石市に「浸水被害軽減地区」の指定はありません。

### ○水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)

12 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水(内水)	高潮
	あり	なし	あり

明石市の水害ハザードマップは、明石市ホームページに掲載されています。  
水防法に基づくハザードマップは、洪水(P7~P20)、高潮(P21~P26)です。  
※雨水出水(内水)についての掲載はありません。

### ○指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者 (災害対策基本法第49条の5)

明石市の指定緊急避難場所及び指定避難所は全て公共施設であるため、該当はありません。



### ○大規模災害からの復興に関する法律に基づく届出対象区域 (大規模災害からの復興に関する法律第28条)

明石市に該当する対象区域はありません。

